

北塩原村告示第38号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項及び北塩原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年3月10日条例第8号)第2条の規定並びに、北塩原村一般廃棄物処理基本計画に基づき、令和7年度の一般廃棄物処理計画を次のように定める。

令和7年4月10日

耶麻郡北塩原村長 遠藤和夫

令和7年度北塩原村一般廃棄物処理実施計画

1 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項に基づき策定した「北塩原村一般廃棄物処理基本計画(以下、「基本計画」という。)」の目標を達成するため、ごみの減量化・リサイクルの推進、ごみ・し尿の適正処理体制の確保など、令和7年度において必要な施策を定めるものである。

2 計画区域

北塩原村全域とする。令和7年度における、人口・世帯数等の見込みは以下の通りである。(人口、世帯数は令和7年3月1日現在の現住人口、世帯数としている。)

面積、人口、世帯数

区分	全域(計画処理区域)	人口内訳		
面積	243.08km ²	-		
人口	2,393人	ごみ	2,393人	
		し尿	水洗化	2,261人
			非水洗化	132人
世帯数	1,105世帯	-		

3 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 廃棄物の区分と種類

本計画において当村が処理する廃棄物は、村内で発生する一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を含む。)とする。ただし、本計画で定める「村で処理できないごみ」を除く。

5 廃棄物の区分と種類

当村で発生する一般廃棄物の排出見込量は以下のとおり。

(1)ごみ

(単位:トン)

区分	生活系	事業系	計
可燃ごみ	319	769	1088
不燃ごみ	32	30	62
資源物	84	(計測なし)	84
粗大ごみ	8	1	9
計	443	800	1243

(2)し尿及び浄化槽汚泥

(単位:kℓ)

区分	処理計画量
し尿	137.28
浄化槽汚泥	391.5

6 一般廃棄物の処理主体

区分	収集運搬	中間処理	最終処分(再資源化先)
可燃ごみ	村(委託)、排出者又は許可業者	喜多方地方広域市町村圏組合	喜多方地方広域市町村圏組合
不燃ごみ	村(委託)、排出者又は許可業者	喜多方地方広域市町村圏組合	喜多方地方広域市町村圏組合
資源物	村(直営)、村(委託)、排出者又は許可業者	喜多方地方広域市町村圏組合、民間業者等	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、民間事業者等
粗大ごみ	排出者又は許可業者	喜多方地方広域市町村圏組合	喜多方地方広域市町村圏組合
し尿	許可業者	喜多方地方広域市町村圏組合	喜多方地方広域市町村圏組合
浄化槽汚泥	許可業者	喜多方地方広域市町村圏組合	喜多方地方広域市町村圏組合

7 一般廃棄物の処理計画

(1) 収集運搬計画

●ごみの収集運搬

次のとおり分別され、午前8時30分までに指定場所に廃棄されているものを収集する。

分別区分		収集区域	収集頻度	収集方法
可燃ごみ(指定ごみ袋)		全域	週2回(月・金)	ステーション方式
不燃ごみ(指定ごみ袋)		北山・大塩地区	月1回(第1火)	
		桧原・裏磐梯地区	月1回(第2火)	
空き缶		北山・大塩地区	月2回(第1・3木)	
		桧原・裏磐梯地区	月2回(第2・4木)	
空きビン	無色透明、茶、青・緑・黒	北山・大塩地区	月2回(第1・3木)	
		桧原・裏磐梯地区	月2回(第2・4木)	
ペットボトル		全域	月1回(第3火)	
古紙類	ダンボール、紙パック、新聞、雑誌・紙製容器包装等	全域	月1回(第4火)	
プラスチック製容器包装		全域	月2回(第1・3水)	
廃食用油		北山・大塩地区	月2回(第2・4木)	
		桧原・裏磐梯地区	週1回(月)	
		全域(事業者)	随時	
小型家電		全域	随時	
			年1回	イベント回収
水銀使用製品		全域	随時	拠点回収(庁舎)
乾電池		全域	随時	ステーション方式(専用BOX)
小型充電式電池(リチウムイオン電池使用製品)		全域	随時	
古着(古布)		全域	年1回	イベント回収

●収集しないごみ

以下のごみは収集しない。

項目	例	処理方法
粗大ごみ	家具類、自転車、布団類 ※ごみ収集車に入らないもの	排出者自身又は許可業者に依頼(有料)して処理場へ持ち込む。
リサイクル家電	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電小売店又は許可業者に依頼する。または、排出者自身にて家電製品協会の発行するリサイクル券を購入し、指定引取場所へ持ち込む(いずれも有料)。
処理困難品	消火器、ドラム缶、タイヤ、パソコン、スプリングの入ったベッドやイス	処理場(山都工場)で処分出来ないため、購入した店に引き取ってもらうか、許可業者に収集運搬・処理を依頼(有料)する。
事業系一般廃棄物	商店、事務所、飲食店、宿泊業、農業、工場などの事業活動(個人・法人を問わない)に伴って発生したごみ	排出者自身又は許可業者に依頼して処理場へ持ち込む(いずれも有料)。
一時多量ごみ	引っ越しなどにより、一度に多量に出るごみ	排出者自身又は許可業者に依頼(有料)して処理場へ持ち込む。

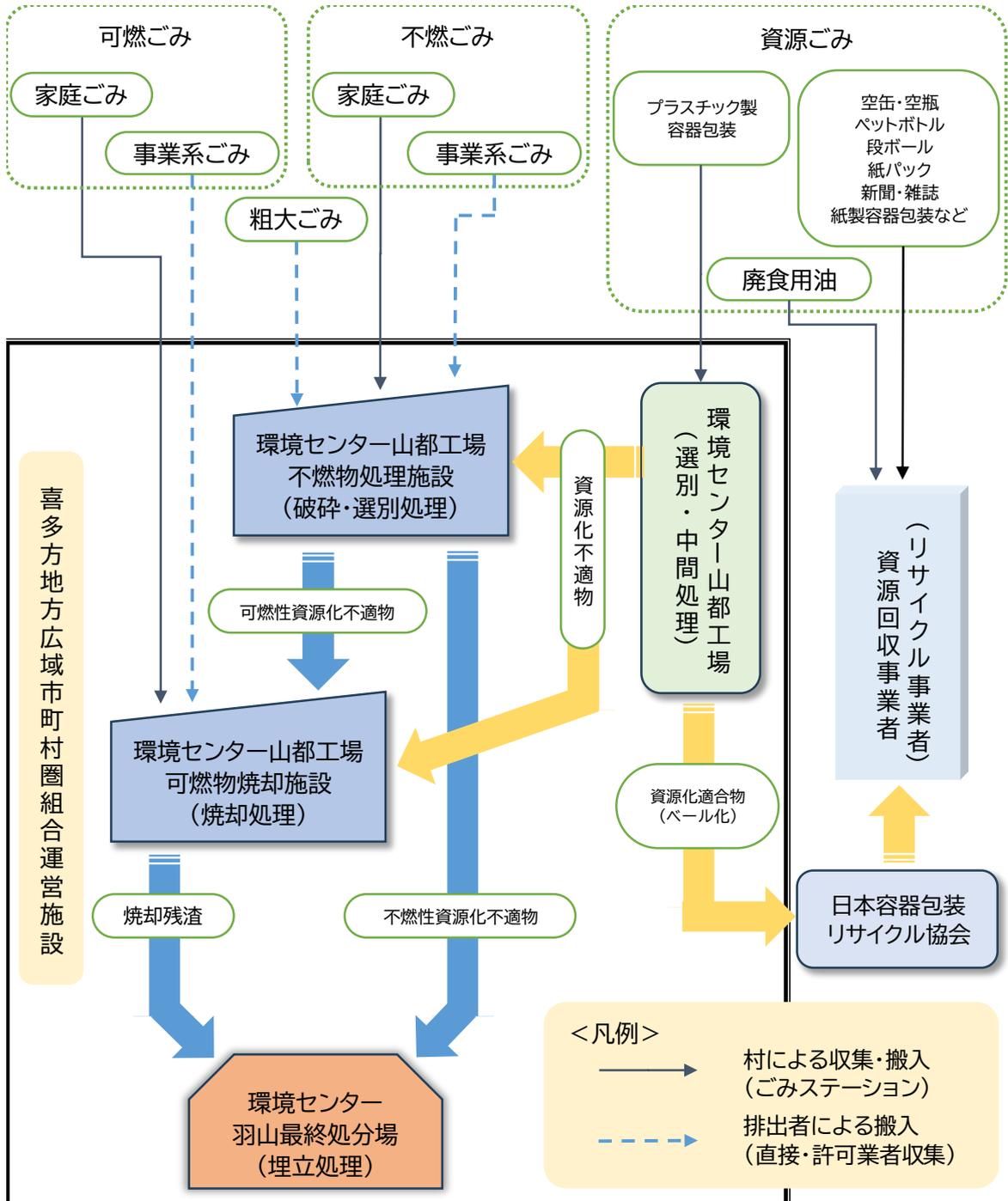
●し尿および浄化槽汚泥の収集

区分	収集区域	収集方法
し尿	全域	許可業者による収集(排出者自身にて随時申込/有料)
浄化槽汚泥		

(2) 中間処理および最終処分

●ごみの適正処理

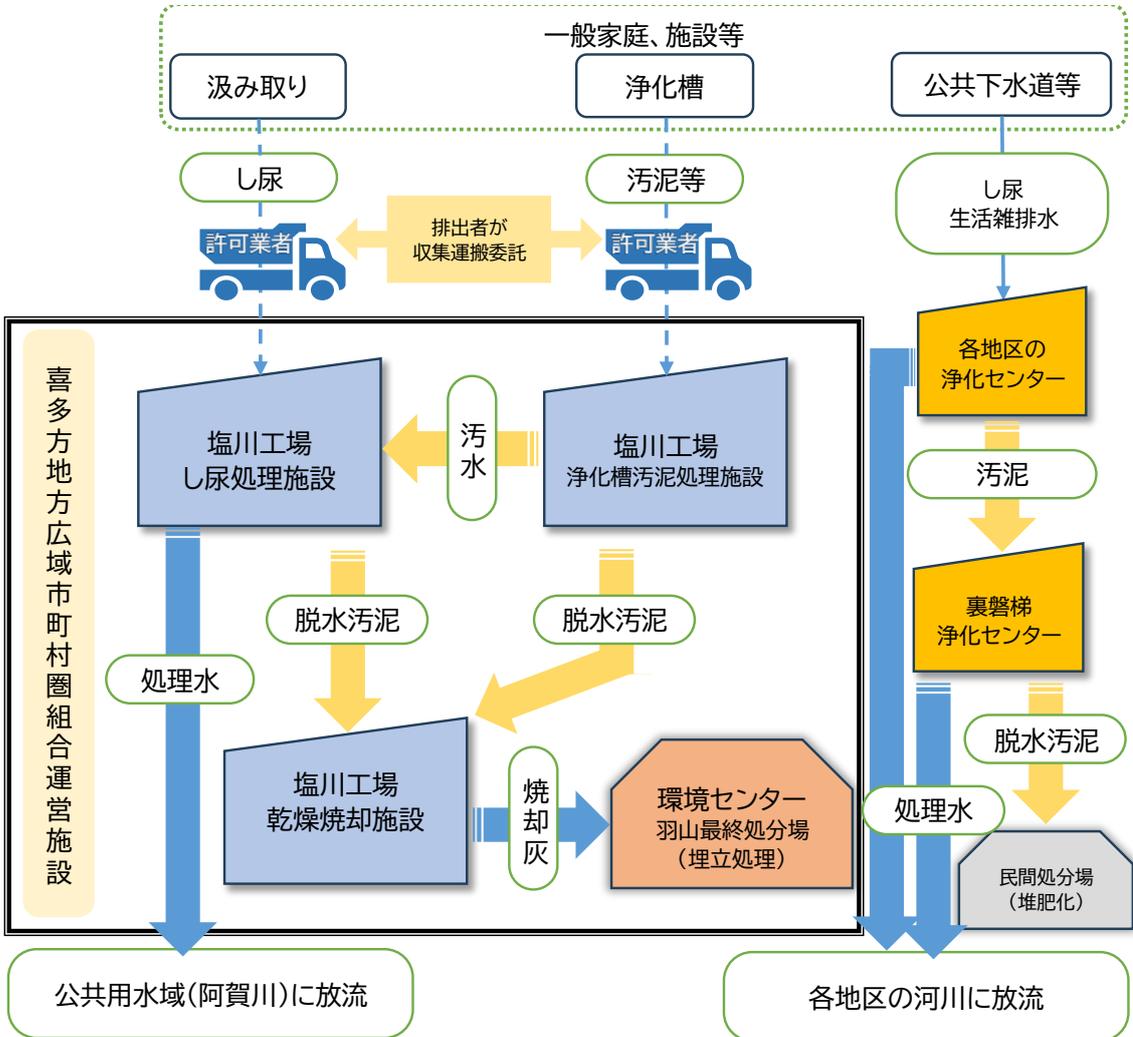
収集したごみや資源物は、喜多方広域市町村圏組合(以降「広域組合」)の施設、またはその他事業者の運営する施設へ搬入され、中間処理・最終処分を行う。



※基本計画 第3章 一般廃棄物処理の現況と課題 1 ごみ処理について と同内容

●し尿・浄化槽汚泥の適正処理

収集したし尿・浄化槽汚泥は、広域組合の施設へ搬入され、中間処理・最終処分を行う。
 公共下水については当村の各施設にて中間処理、民間事業者によって最終処分を行う。



※基本計画 第3章 一般廃棄物処理の現況と課題 2 し尿処理について と同内容

●処理施設(広域組合が運営)

中間処理施設

名称	環境センター山都工場	
所在地	喜多方市山都町小舟寺字二ノ坂山乙2619 番地1	
施設区分	可燃物焼却施設	不燃物処理施設
処理方式 施設規模	准連続燃焼式焼却炉(階段ストーカ式) 焼却能力 90t/16h(45t/16h×2炉)	乾式回転破碎機(豎方スイングハンマ式) 破碎能力 40t/5h(1基)
着工	平成元年10月	平成4年7月
竣工	平成3年3月	平成6年3月
備考	ダイオキシン類規制適合の排ガス高度処理・ 灰固形化施設工事(平成14年3月完了)	

中間処理施設(し尿処理)

名称	環境センター塩川工場		
所在地	喜多方市塩川町会知字大川原2160 番地		
施設区分	し尿処理施設	浄化槽汚泥処理施設	乾燥焼却施設
処理方式 施設規模	一次処理:嫌気性消化方式 二次処理:活性汚泥方式 三次処理:凝集沈澱方式 処理能力 52kℓ/日	固液分離方式 処理能力 50kℓ/日	回転アーム式焼却炉 乾燥汚泥:400kg/h(含水率30%)、 し渣:488kg/h(含水率60%)、 汚泥乾燥機:脱水汚泥量1,468kg/kℓ(含水率79%)、 集塵装置:マルチサイクロン
着工	昭和40年11月(昭和51年9月増設)	平成6年4月	平成8年4月
竣工	昭和42年3月(昭和52年11月増設)	平成7年3月	平成9年3月

最終処分場

名称	環境センター羽山最終処分場				
所在地	喜多方市慶徳町新宮字羽山2952 番地68				
埋立面積	20,000 m ²	着工	平成13年5月	竣工	平成15年3月
埋立容積	88,300 m ³	備考	水処理施設(カルシウム除去、生物脱窒素処理、凝集沈澱処理、高度処理、滅菌)、処理能力70 m ³ /日		
埋立方法	セル方式				
埋立期間	15年間(平成15年4月~令和22年3月)				

※基本計画 第3章 一般廃棄物処理の現況と課題 3 一般廃棄物処理施設 と同内容

(3)一般廃棄物収集運搬許可業者

●村による許可を受けている事業者(令和6・令和7年度)

名称	所在地	取扱いの区分
(有)喜多方総合衛生センター	喜多方市豊川町米室字二条川原1862-92	ごみ
(有)北塩原衛生センター	北塩原村大字大塩字大塩4367	ごみ、し尿
(有)昭和衛生	喜多方市豊川町米室字志津5512-3	ごみ、し尿
荒川産業(株)	喜多方市字屋敷免3960	ごみ
(有)三交産業	猪苗代町字二丁田1	ごみ、し尿
(有)坂下リサイクルサービス	会津坂下町大字牛川字弥五畑343-1	ごみ
ゼットアール	北塩原村大字大塩字下六郎屋敷2143	ごみ
(有)喜多方環境衛生社	喜多方市字下江3687-2	し尿
(有)たんぼぼ	喜多方市岩月町檀野字台1628-4	し尿
アクアクルー(株)	猪苗代町字本町42	し尿
(有)喜多方浄化槽センター	喜多方市関柴町平林字五厘725-30	し尿

(4)浄化槽清掃許可業者

●村による許可を受けている事業者(令和6・令和7年度)

名称	所在地
(有)北塩原衛生センター	北塩原村大字大塩字大塩4367
(有)昭和衛生	喜多方市豊川町米室字志津5512-3
(有)三交産業	猪苗代町字二丁田1
(有)喜多方環境衛生社	喜多方市字下江3687-2
(有)たんぽぽ	喜多方市岩月町榎野字台1628-4
アクアクルー(株)	猪苗代町字本町42
(有)喜多方浄化槽センター	喜多方市関柴町平林字五厘725-30

8 基本計画(基本理念・方針)に基づく施策

(1)廃棄物の排出削減

方針	内容
1 廃棄物の発生抑制	食品ロス削減の推進による廃棄物の発生抑制
	ごみ分別(資源物への分別)の徹底
2 廃棄物の排出重量削減	生ごみの水切りによる排出重量の軽減

<実施施策>

- 食品ロス削減推進のための広報等による啓発活動
- 容器包装プラスチック専用ごみ袋の新設(分別意識の向上)
- 乾燥式・分解式の生ごみ処理機の無料貸与(排出重量削減への理解促進)

(2)資源のリサイクル推進

方針	内容
1 資源化率の向上	廃棄状態や分別精度の改善のための周知・啓発
	小型家電、古布のリサイクル推進
	新たな資源物(分別項目)の検討

<実施施策>

- ごみに関する広報記事の定例化(三ヶ月に1回程度のペース)
- 小型家電・古着のイベント回収の開催(今年度は裏磐梯地区)
- 広域組合の構成市町村による「次期ごみの分別に向けた計画策定会議」を継続

(3)適正なごみ処理

方針		内容
1	官民協同による適正なごみ処理の推進	ごみ廃棄ルールや知識の広報・啓発活動
		事業内容(廃棄ルール、収集場所、収集方法等)の見直し
		不法投棄の防止・対処要員の設置
		次期ごみ処理施設の整備(機能の維持・継続)

<実施施策>

- ごみに関する広報記事に違反事例等を掲載
- ごみステーションの随時見直し(利用状況を踏まえ、撤去または集約を検討)
- 環境監視員による村内各地(ごみステーション含む)の見回り、違反シール貼付
- 次期ごみ処理施設整備に向けた各種計画等の策定※1

※1 広域組合と構成市町村による共同実施